

表3 健常高齢者が自宅で最も可愛がっている「犬」との交流

	性別(%)			年齢階級(%)	
	計	男	女	65-74 (n=69)	75> (n=34)
散歩					
はい(n=58)	56.3	72.7**	44.1	60.9	47.1
いいえ(n=45)	43.7	27.3	55.9	39.1	52.9
スキンシップ					
はい(n=83)	80.6	81.8	79.7	82.6	76.5
いいえ(n=20)	19.4	18.2	20.3	17.4	23.5
よく話しかける					
はい(n=49)	47.6	38.6	54.2	53.6	35.3
いいえ(n=54)	52.4	61.4	45.8	46.4	64.7
気持ちが通じる					
はい(n=65)	63.1	65.9	61.0	65.2	58.8
いいえ(n=38)	36.9	34.1	39.0	34.8	41.2
一緒にいてほっとする					
はい(n=46)	44.7	43.2	45.8	47.8	38.2
いいえ(n=57)	55.3	56.8	54.2	52.2	61.8

りを追加した。男性で散歩を担当している者の割合は72.7%と女性に比べて有意に高かった(p<0.01)。「スキンシップ」を挙げたものが男(81.8%)女(79.7%)とも最も多く、また年代別では65~74歳および75歳以上ともに多かった。一方、情緒的な交流については統計上有意ではないものの「気持ちが通じる」は男女とも65~74歳および75歳以上を通して概

ね60~65%と比較的、高かったが、「よく話しかける」では男性で38.6%、75歳以上で35.3%ときわめて低く、「一緒にいてほっとする」も男女とも45%前後で、特に75歳以上では38.2%と低かった。こうした、情緒的な交流の希薄さは男性や後期高齢者に強いことが示された。

D. 考察

平成11年度の研究より大半の地域住民は介助犬の社会的認知に肯定的なイメージを持つが、高齢者層を中心に「利用してほしくない場所」及び「どうしても我慢できない行為」などについて拒否的意見が見られた。その一つの背景には、介助犬のみならずコンパニオン・アニマルそのものとの交流の深さの違いに起因しているものと推察した。平成11年度の研究においては意識調査を実施した地域高齢者の41%が「犬」の飼育経験ありと回答した。しかしながら、コンパニオン・アニマルとしての「犬」をとりまく飼育環境は近年、

大きな変化を見せているといっても過言ではない。例えば、屋内飼育、純潔種とりわけ介助犬としての代表犬種であるラブラドルの普及は明らかである。従って、現在の高齢者が若年期や中高年期に経験した「犬」の飼育の内容あるいは質について、現状とは時代的な乖離があるやもしれない。また、高齢者自身が、加齢とともに心身の衰えにより、例えば、「犬」を飼育していても従前のように主体的に交流をもてない可能性も否定できない。極端な例として、「犬」と同居しているものの、世話や交流は若い家族がもっぱら行い、単に同居している場合も少なくないものと考えられる。そこで、本研究では、単に同居してい

るのではなく、主体的に飼育しているという条件を明確にするためになんらかのペットと同居している高齢者のうちで、最も可愛がっているペットを「犬」と回答した者についてその交流の実態を検討した。また、疾病や老化・老衰により客観的に「犬」の飼育能力あるいは、交流が阻害されると見なされる虚弱高齢者については、除外した。つまり、高齢者の高次生活機能の代表的な評価指標である老研式活動能力指標において13点中11点以上の者に限定し、高齢であっても、「犬」と主体的に飼育・交流する上で青壮年とならハンディのない健常高齢者を分析対象とした。また、これら健常高齢者は心身ともに自立しているため、地域での社会活動性も高く、公衆の場において介助犬と遭遇する機会も高い層と考えられる。従って、本研究の結果は断面調査ではあるものの、「犬」との交流が加齢変化による影響よりもむしろ、世代間による相違を反映していると考えられる。「犬」との散歩のリハビリテーション上の効果や、動物介在療法における「スキンシップ」については本研究結果からも、比較的、高い普及率が支持され、元来、高齢者にとって、ごく自然な交流形態といえよう。しかしながら、最も愛玩している「犬」に対しても、情緒的な交流が年代の上昇とともに希薄になる傾向は、これまで、どれくらい頻繁に接触を繰り返しているかという頻度に起因し、さらに、これらの接触頻度は屋内飼育か屋外飼育かに規定される部分があるものと推測される。これらの結果は「犬」の飼育経験があり、愛玩傾向の強い高齢者であり、介助犬に対しても比較的肯定的な見解を持つ層の意識と考えられる。いわんや、一般の地域高齢者については今後、介助犬の普及啓発において介助犬と

使用者の「情緒的一体感」への共感には現時点では限界があるものと考えられた。従って、介助犬についての高齢者への対応としては、公衆衛生的安全性について焦点をしばった普及啓発が望まれよう。

[引用文献]

- 1) 古谷野亘,他.地域老人における活動能力の測定-老研式活動能力指標の開発.日本公衛誌,34,109-114.1987.

E.結論 高次生活機能が維持されている健常地域高齢者と犬との交流では情緒的な交流は弱かった。こうした傾向は男性や後期高齢者に強いことが示された。

F.研究発表

1. 論文発表
「障害者が介助犬と生活することに関する地域住民の意識調査」日本公衆衛生学会誌投稿中
2. 学会発表
日本獣医公衆衛生学会平成12年度年次大会ミニシンポジウム(平成13年2月10日奈良)

G.知的所有権の取得状況 なし

介助犬使用者の権利実現：アメリカ ADA 執行報告書に学ぶ

一橋大学大学院法学研究科助教授・青木人志

研究要旨

介助犬使用者の輸送機関や公共施設へ立ち入りや利用を「法律上の権利」として保障しているアメリカ合衆国の「能力障害をもつアメリカ人法」(Americans with Disabilities Act = ADA) の執行報告書(司法省)から、介助動物に関わる紛争・苦情事例をピックアップし、解決の仕組みと具体的な解決内容を調査した。同法のもとでは、介助動物使用者の権利が侵害された場合、

(1) 訴訟による解決と(2) 裁判外紛争処理手続による解決がある。前者には、①介助動物使用者が訴訟を提起する(司法省は関与しない)場合、②介助動物使用者が提起した訴訟に、司法省が「裁判所の友」(amicus curiae)として関与する場合、③司法省が訴訟を提起する(介助動物使用者は原告にならない)場合があり、後者には①司法省が権利侵害者と「公式和解」(formal settlement)を行う場合、②介助動物使用者の苦情申立をうけて、司法省が事案を調停(mediation)に回し、同省と契約している民間調停会社が当事者間の調停を行う場合、③介助動物使用者が司法省の関与なしに和解・調停などを行う場合がある。介助動物をめぐるトラブルは、司法省がパターンリスティックに関与した公式和解や調停により、柔軟に解決されていることが多い。

A. 目的

わが国では、介助犬使用者の輸送機関や公共施設へ立ち入りやその利用につき、十分な法的保障が存在しない。しかし、将来は、介助犬使用者の公共施設への立ち入りやその利用を、すくなくとも衛生やしつけの点で良質な介助犬を使用する者については、「法律上の権利」として保障する方策を考えるべきであろう。ただし、その場合、狭義の介助犬だけを特別優遇するのではなく、すくなくとも盲導犬(できうれば聴導犬も)を同一に扱うのが自然なかたちである。このことは、すでに前年度の報告書中で詳論した。

本年度の研究では、上の基本認識をふまえ、「介助動物」使用者の公共施設利用を連邦法上の権利として認めているアメリカ合衆国について、そのような実体法上の権利が、どのような手続を通じて実現されているかを調査し、わが国の今後の制度設計の参考に供する。

B. 方法

介助動物使用者が公共施設利用を利用する

権利を明記した「能力障害をもつアメリカ人法」(Americans with Disabilities Act = ADA) は1990年に制定された。アメリカ司法省は、同法施行以来その執行状況を3ヶ月ごとに報告している(Enforcing the ADA: A Status Report from the Department of Justice)ので、そこから介助動物に関わる紛争・苦情事例をピックアップして、それらの解決の仕組みと具体的な解決内容を調査した。

C. 結果と考察

ADAのもとでは、介助動物使用者の権利が侵害された場合、主としてつぎのような解決方法が準備されている。第一が、訴訟(litigation)による解決で、①介助動物使用者が訴訟を提起し、司法省は関与しない場合、②介助動物使用者が提起した訴訟に、司法省が「裁判所の友」(amicus curiae)として関与する場合、③司法省が訴訟を提起し、介助動物使用者は原告にならない場合がある。第二

が、訴訟によらず裁判外紛争解決手続 (Alternative Dispute Resolution=ADR) による決着を図るもので、①司法省が権利侵害者と「公式和解」(formal settlement)を行う場合、②介助動物使用者の苦情申立をうけて、司法省が事案を調停(mediation)に回し、同省と契約している民間調停会社が当事者間の調停を行う場合、③介助動物使用者が司法省の関与なしに和解・調停などを行う場合がある。

ADA 執行報告書によると、介助動物をめぐる多くの紛争事例が、第二の方法である裁判外紛争処理の司法省が当事者となる公式和解ならびに司法省の斡旋による調停によって解決されている。(ただし、報告書は「司法省の」報告書であるから、同省が関与しない紛争解決の実態はよくわからない。)

たとえば、介助動物にかかわる ADA 違反事件で「公式和解」に至った最近のケースとしては、「バジェット・レンタカー・システムズ(Budget Rent a Car Systems)事件」(1997年)、「アリゾナ・シャトル・サービス(Arizona Shuttle Service)事件」(1997年)、「グレーハウンド・ラインズ(Greyhound Lines)事件」(1999年)がある。

〔公式和解事例1〕

バジェット・レンタカー・システムズ社が、盲人が資格ある運転手を同伴で来社したにもかかわらず、レンタカーの貸し出しを拒否したこと(2件)、および、同社が運行するエアポート・シャトルバスの運転手が、盲導犬同伴の盲人の乗車を拒否したこと(1件)につき、それぞれの当事者から司法省に苦情が申し立てられ、それをもとに同省が調査を開始していたが、これら3件の苦情については、訴訟を回避して和解することで同省とバジェット社が最終的に合意し、紛争が決着したというものである。その和解条項のなかでは、レンタカーの貸し出しを拒否された障害者(2名)と盲導犬同伴のゆえに乗車を拒否さ

れた障害者(1名)に対し、バジェット社が総額6000ドルの賠償金を支払うことのほか、ADAの認める介助動物同伴者については、今後いかなる証明書の提示も求めることなしに乗車を認め、乗車中、介助動物を障害者から決して引き離さないことが約束された。

〔公式和解事例2〕

移動障害のゆえに車椅子と介助犬を使用している女性とその母親が、アリゾナ・シャトル・サービスのバンに乗ろうとして同社に連絡をとったところ、同社のバンには車椅子のリフト設備がなく、また、介助犬は盲導犬でないからという理由で乗車を拒否されたこと、ならびに、同社がADA施行後も車椅子やスクーター利用の障害者が利用できないバンを購入したことなどが問題になった。結局、和解によって、同社は乗車を拒否された車椅子と介助犬を利用している女性に10000ドルを3回の分割払いで支払うほか、その弁護士費用も支払うこと、合衆国に対して民事罰として5000ドルを支払うことのほか、盲導犬以外の介助動物をつれた障害者を含むすべての障害者をアリゾナ・シャトル・サービスのバスやバンに歓迎する旨を書いた文書を目立つ場所に掲示すること、介助動物使用者に対する差別をしないよう同社の現在ならびに将来のスタッフを教育することを約束した。

〔公式和解事例3〕

アメリカ全土に路線をもつグレーハウンド・ラインズ社について司法省に寄せられた16件の苦情事例につき、同社と司法省が一括して和解したものであるが、そのなかのひとつが、介助動物を利用する障害者の女性に対し、「同社が2度にわたって乗車券の販売を拒否し、また同社のバスの運転手が口頭でいやがらせを言って最初は乗車を拒否し、上司のとりなしで乗車できた後も車両の最後部に座らされた」というものであった。グレーハウンド社は、和解により、介助動物を使用する当該障害者に1000ドルの賠償金を支払

うほか、ADA について社員教育を徹底すること、ADA 違反事例についての内部的紛争処理手続を定めることなどを約した。司法省側は、それとひきかえに当該苦情事例についての調査を打ち切り、それらについて訴訟を提起しないことを約束した。

以上の3事例は「公式和解」のケースであるが、そのほか司法省は、1994年からADA違反事例についての「調停プログラム」(ADA Mediation Program)も開始している。同プログラムは、苦情申立人の希望(具体的には司法省に苦情を申し立てる際に「調停希望」と書き添えればよい)を考慮しつつ、司法省がスポンサーとなって、同省が契約している民間の調停会社である「キー・ブリッジ・ファウンデーション」(Key Bridge Foundation)の訓練を受けた専門調停員による調停に、事案をまわすというものである。司法省の執行状況報告書のなかでも、毎回多数の調停事例が報告されており、司法省に苦情が申し立てられた介助動物をめぐる紛争事例の多くも、これによって解決にいたっている。たとえば、一昨年(1999年)度1年分のADA執行状況報告書を調べると、介助動物にかかわるものとして、つぎの5件の調停事例が報告されている。

〔調停事例1〕

ニューヨーク州で、介助動物を同伴した盲人2名がリムジンに乗車したところ、介助動物を連れてきているという理由で、追加料金を取られた。同リムジン会社のオーナーは、そのような行為は現行の社の方針に違反していると述べたうえで、自社の社員に対して司法省の介助動物についての方針を配布し、苦情を申し立てた盲人2名を、同社のリムジンに一回無料で乗車させることに同意した(1月～3月期)。

〔調停事例2〕

ジョージア州の理髪店で、介助動物同伴の女性が、介助動物を連れてきているという理由で入店を断られた。理髪店のオーナーは、苦情を申し立てた当該女性に謝罪し、50ドルを支払ったうえ、以後、介助動物使用者の入店を認めることに同意した(4月～6月期)。

〔調停事例3〕

オレゴン州のレストランで、視力障害者の女性が介助動物を連れていたところ、介助動物を連れてきているという理由で、退去を求められた。レストラン側は、「ペットお断り」の方針を変更して介助動物を受け入れ、同レストランは障害者を歓迎する旨のポスターを貼ること、オーナーが丸一日を盲導犬学校で過ごし、レストランのスタッフ全員にADAについての訓練を行うこと、さらには、苦情を申し立てた当該女性に対して、33000ドルを支払うことに同意した(7月～9月期)。

〔調停事例4〕

カリフォルニア州のレストランで、介助動物を連れてきた女性が、介助動物を連れてきているからという理由でサービスを拒否された。レストラン側は、今後は方針を変更し、オーナーやスタッフにADAの下での彼らの義務について教育することに同意したうえ、苦情を申し立てた女性に250ドルを支払った(10月～12月期)。

〔調停事例5〕

カリフォルニア州の食堂で、介助動物を連れてきた女性が、介助動物を理由として、退去を求められた。食堂側は、その出来事について謝罪し、オーナーとスタッフにADAについての教育を施し、苦情を申し立てた女性に50ドルを支払った(10月～12月期)。

これらの公式和解事例と調停事例からみるかぎり、反復性や公共性がある場合は、訴訟提起権限や調査権限を背景にもつ司法省がみずから当事者となって公式和解による複数事案の包括的解決を行い、一回的で軽微な事案

については、司法省は調停プログラムを提供するにとどまり、当事者同士が民間の調停員の助けを得て柔軟な合意に到達していることがわかる。その際、調停者は、中立の立場で当事者同士の対話を促し当事者の自己決定を尊重する一方で、ADA についての情報を両当事者に十分に与えて、あくまでも権利に基づいた(right-based)解決をめざすことになっている。

D. 結論

アメリカ合衆国司法当局は、ADA 上の権利の実現を当事者である私人（介助犬使用者）の自発的な交渉や訴訟提起にまかせきりにしているのではない。むしろ、みずから訴訟に関与したり、公式和解を行ったり、当事者に調停を斡旋したりと、権利保障のために積極的に活動している。介助動物使用者を含む障害者の権利のためのこのようなパターンリスティックな配慮と、公式和解事例や調停事例にみられる柔軟な解決方法は、将来わが国の制度を設計する際に大いに参考になるだろう。また、和解条項の内容を公文書としてウェブサイト上で公開するといった、幅広い情報公開を背景とした司法省の積極的な広報・啓蒙活動にも学ぶべき点は多い。

F. 研究成果の発表

青木人志「介助犬と法—比較法的基礎調査」『一橋大学研究年報・法学研究 34』（2000年 10 月発行）243 頁～289 頁。

(以上)

厚生科学研究費補助金（厚生科学研究障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

介助犬を社会に受容するための条件整備に関する調査研究
分担研究者 宮尾 克 名古屋大学大学院多元数理科学研究科教授
研究協力者 後藤真澄 中部学院大学短期大学部助教授

研究要旨

介助犬を社会的に受け入れる条件整備について研究するため、介助犬の社会的条件整備に関する調査研究を行った。

介助犬に関する社会的な認知度は低い、介助犬を必要とする潜在的な需要は大きい。現在でも介助犬を受け入れ、独自の基準作りを行っている団体、施設も一部あるが、国による基準や法的整備がなされれば、積極的に受け入れていきたいとするところが多い。

介助犬には盲導犬と異なる介助動作があるが、その点を考慮した上で、介助犬を受け入れる際の法整備と社会的なガイドライン作りが必要である。

A. 研究目的

障害者が介助犬をつれて外出する際に、公共施設等が受け入れられるのかどうかは、非常に重要である。そこで、すでに社会に受け入れられている地方自治体の例を文献的に考察し、昨年度からの調査のまとめを行った。

B. 研究方法

地方自治体を中心に、介助犬受け入れの先例を調査した。

C. 研究結果

介助犬に係る国及び地方公共団体等の動き

(1) 国等

① 国

1998（平成10）～2000（平成12）年度 「介助犬の基礎的調査研究班」（構成：「日本介助犬アカデミー」のメンバー）に厚生科学研究として助成

1999（平成11）年7月 国会議員による「介助犬を推進する議員の会」が設立（会長 田中真紀子；事務局長 中川智子；会員83人）

2000（平成12）年6月 厚生省において「介助犬に関する検討会」を設置

② 地方公共団体

1998（平成10）年12月 宝塚市 介助犬の胴輪（ハーネス）の助成制度を創設

1999（平成11）年3月 兵庫県議会

において「介助犬の法的認知と普及に関する意見書」を国に提出

1999（平成11）年4月 京都府 府立施設への介助犬受け入れを開始

1999（平成11）年7月 近畿府県民生主管部長による介助犬の法的整備の要望書の提出

1999（平成11）年9月 兵庫県において「介助犬の公的施設等の同伴利用に関する検討委員会」を設置（12年1月：促進すべきとの意見を答申）

2000（平成12）年2月 京都市 市立施設への介助犬受け入れを開始

2000（平成12）年7月 岐阜県 県立施設への介助犬受け入れを開始

③ 民間

1999（平成11）年 JR西日本、阪急電鉄等受け入れを開始

1999（平成11）年7月 ダイエーグループで介助犬の受け入れを開始

1999（平成11）年 兵庫県環境衛生同業組合連絡会（平井千代治会長）が「障害者の社会参加の促進に意義がある」と総会で介助犬の受け入れを承認

1999（平成11）年9月 阪急百貨店で介助犬の受け入れを開始

2000（平成12）年4月 航空各社が、同乗できる動物を「盲導犬」と限っていた

運送約款を「盲導犬類」へと改訂し、介助犬や聴導犬を個別審査なしで受け入れる検討を開始

D. 今後の課題

国による介助犬への明確な法的認知がきわめて重要である。

参考資料

兵庫県介助犬同伴利用促進要綱

1. 趣旨

手や足に障害を持つ肢体障害者の社会参加と自立を促進するため、盲導犬と異なり法的整備がなく、また社会的な認知も十分とれない介助犬（全国で10匹前後いる）について、介助犬（障害者に代わってドアを開けたり、物を拾ったりする）を同伴して兵庫県下の各種の施設を利用できるように、兵庫県が独自の制度を設けるとともに、兵庫県下の施設等の同伴利用促進の啓発を行う。

2. 事業の概要

(1) 兵庫県介助犬同伴利用促進要綱

① 介助犬の定義

肢体不自由者の日常生活を介助する目的で訓練され使用される犬で、公衆衛生上安全に管理されているもの

② 介助犬の認定・登録等⇒認定第1号は宝塚市の肢体障害者（コンピュータープログラマー）の介助犬「シンシア」（ラブラドルレトリバー）

* 介助犬の認定等は、県が定める「介助犬認定基準」により認定を的確に行う能力を有する県の「指定団体」（学術団体「日本介助犬アカデミー」；会長・高柳哲也奈良県立医大名誉教授。同会は介助犬を「しかるべき知識と経験を有する訓練者による訓練を修了し、肢体不自由者の生活介助をする犬」とし、狂犬病などのワクチン接種や攻撃的でない性格——など、公衆衛生上の安全性を規定している）＝介助犬の認定運動をすすめる団体）が認定し、これに基づき県は登録する。

* 県は、登録を証明するものとして「登録カード」を交付する。「登録カード」は、県外在住者（県の指定団体の認定を受けたものに限る。）に対しても、本人の希望により

交付する。

* 介助犬使用者は、施設の管理者の求めに応じ「登録カード」を提示するとともに、犬の胴衣等に介助犬である旨を表示する。

(2) 介助犬の施設等の同伴利用促進の啓発

① ポスター・リーフレット・介助犬同伴可ステッカーによる啓発

略

② 介助犬シンポジウムの開催等

略

(3) 盲導犬の施設等の同伴利用促進の啓発

略

京都府

1総第102号

1障第292号

平成11年3月30日

各府立施設等の長 様

知事公室長

保健福祉部長

介助犬の府立施設等利用について

介助犬につきましても、障害のある方々の日常生活を支援する犬として、近年、マスコミの注目を浴びている一方、視覚障害者の外出を支援する盲導犬と異なり、介助犬に関する法令上の定義や育成方法等が未確立なもとの、その制度化に向けての取組みが求められているところです。

京都府といたしましても・国に対し制度化に向けての取組みを要望してきているところであり、国においても「介助犬の基礎的調査研究」を進めることとされる状況にあります。

こうした中で、関係者から介助犬使用者と介助犬の府立施設等の利用についての要望がありますことから、国において介助犬の制度化がなされるまでの暫定措置として、介助犬等の府立施設等利用を、下記により

推進することとなりました。

つきましては、介助犬使用者及び介助犬の府立施設等利用等について、御配慮いただきますようお願いいたします。

略

記

1 介助犬の府立施設等利用の基本的な考え方

(1)趣旨 介助犬を使用する障害者に府立施設の利用の途を開くことにより、当該障害者の社会参加活動支援の一助とするとともに、介助犬についての府民の理解・関心を深める。

(2)位置付け 国において、介助犬に関する定義、訓練・育成システムの整備など、介助犬の制度化等がなされるまでの間の暫定措置として実施することとし、国に対し制度化等について引き続き要望する。

2 実施内容

(1)対象者等 介助犬育成団体において、一定期間、介助犬として必要な訓練を受けた犬を、介護支援など日常生活の向上のため使用する障害者及び当該介助犬

(2)対象施設 京都府立施設等

①京都府行政機関

②京都府立施設

③京都府から普通財産を借受けて財団法人等

略

(3)「介助犬登録カード」の交付

略

(4)手続き 別紙 フロー図のとおり

3 実施期日

平成11年4月1日

4 介助犬の現況

略

5 介助犬の府立施設等利用に際しての留意事項等

略

岐阜県

障第355号

平成12年7月17日

各所属長様

健康福祉環境部長

県立施設等における 介助犬の同伴について(依頼)

介助犬につきましては、肢体不自由者の日常生活を支援する犬として注目され、国においても介助犬の有用性、社会的受け入れのための条件整備等、当面する課題についての検討会が設置されております。

県におきましても、障害者の社会参加を支援するとともに、介助犬に対する県民の理解と関心を高めることを目的として、介助犬を使用する障害者及び当該介助犬の県立施設等の利用について、下記のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、貴所管県立施設等における介助犬の同伴について、ご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また関係団体に対しましても、盲導犬を伴う視覚障害者の利用についての取り扱い同様、働きかけをよろしくお願い致します。

記

1 実施内容

(1)趣旨

介助犬を使用する障害者に県立施設等の利用の途を開くことにより、障害者の社会参加活動の支援を図るとともに、介助犬についての市民の理解・関心を高める。

(2)対象者等

介助犬育成団体において、一定期間、介助犬として必要な訓練を受けた犬を介護支援など日常生活向上のため使用する障害者及び当該介助犬。

(3)対象施設

盲導犬の立ち入りが認められ、かつ、県民が一般的に利用できる県行政機関及び県立施設等。

(4)実施方法

県が交付している「介助犬登録カード」(別紙)を提示。

(5)その他
略

(6)実施日
平成12年7月17日

京都市立施設等における 介助犬の同伴について

京都市立では、平成12年2月1日(火)から市立施設等における介助犬の同伴を認めることとしました。

介助犬につきましては、肢体障害のある方々の日常生活を支援する犬として、今日、注目をあつめており、国においても、平成10年度から「介助犬の基礎的調査研究」が開始されております。

本市におきましても、障害のある市民の方々の社会参加を促進する観点から、これまで、介助犬の同伴について検討を進めてきた結果、この度、下記のとおり実施することとしたものです。

なお、市立施設等において介助犬の同伴を認めるのは、指定都市では初めての取組となります。

記

1 趣旨

介助犬を使用する障害者に市立施設等の利用の途を開くことにより、障害のある市民の方々の社会参加活動等の支援を図るとともに、介助犬についての市民の理解・関心を高める。

以下略

厚生科学研究 介助犬の基礎的調査研究班
盲導犬体験に関するアンケート調査報告書

高柳泰世 愛知視覚障害者援護促進協議会・本郷眼科

研究要旨：中途視覚障害者にとって安全に、迅速に目的地に達することは大きな課題で、適切な、忍耐強い訓練が必要である。私ども愛知視覚障害者援護促進協議会（以下愛視援）は 1981 年に設立され、中途視覚障害者の家庭復帰、社会復帰を援護するボランティア団体である。

中途視覚障害者の白杖単独歩行には少なくとも 35 時間の訓練を必要とするので、愛視援の訓練カリキュラムの中に盲導犬体験までは入っていなかった。今回単独歩行可能な家庭復帰、社会復帰している中途視覚障害者に盲導犬体験歩行を試みた。体験前後のアンケートにより、盲導犬体験は有用であるとの結果を得たが、介助犬体験についての関係者へのアンケートでは賛否両論であった。

共同研究者：河西光（中部盲導犬協会）、水谷由美（盲導犬歩行指導員）、坂部司（視覚障害リハビリテーションワーカー・聖霊病院）、山本英毅（同）、

A. 調査目的

単独歩行可能な中途視覚障害者が盲導犬を体験できれば更に自由に活動できると思われるので、その証左を見て、介助犬体験使用が可能かを調査することを目的とした。

1. 愛知視覚障害者援護促進協議会：愛視援は 1981 年に中途視覚障害者の家庭復帰、社会復帰を目標に歩行訓練を中心にした日常生活訓練を施行する事業を開始した。日常生活訓練所の施設は北海道から九州まで 61 ヶ所が日本ライトハウスの調査で報告されているが、眼科医、視覚障害リハビリテーションワーカー、講習会受講ボランティアなどにより、歩行、調理、裁縫、編み物、点字ワープロ、パソコンなど個別に幅広い訓練を受けられ、初期の段階から十年余り

も長期にわたって、利用できる場所は愛視援だけであろうと考えられる。しかし、愛視援はボランティア団体であり、約 500 名の会員からの会費と年間 20 万円の日本眼科医からの助成と、24 万円の名古屋市からの助成あわせて 300 万円が経済基盤であり、訓練場所などはボランティアの提供で行われている。受講条件（居住地、年齢、疾患、視覚障害の程度、利用期間など）は特になく、利用者にとっては、ほぼ理想的な眼科リハビリテーションの場である。

1981 年以來、歩行訓練を受けたもの 500 名、日常生活訓練を受けたもの 2000 名にのぼる。

B. 調査方法

盲導犬との歩行体験勧誘パンフレット：

『エンジョイウォーキング体験会 盲導犬との歩行体験

視覚障害者にとっての究極の歩行の一つは、「気軽に散歩を楽しむこと」であると考えます。しかしながら、白杖を利用しても、現実はその

簡単には行きません。今回、一つの体験として、盲導犬を利用して歩いてみませんか？ひよっとすると、白杖にはない経験が出来たり、一緒に楽しみながら歩くことが可能かも知れません。

折角の機会です。持つ、持たないに関係なく、一度体験会に参加してみませんか？日時:平成12年10月1日(日)13:00~16:00小雨決行
場所:中部盲導犬協会盲導犬総合訓練センター

定員:20名1級~3級までの視覚障害者+ご家族・付き添い』主催は中部盲導犬協会、共催は愛視援、名古屋市リハセン、聖霊病院。

当日応募者は中途視覚障害者20名とその家族または介助者の20名が応募し、2000年10月1日、中部盲導犬協会に集い、盲導犬についての説明、中部盲導犬協会の施設見学、盲導犬使用者の体験談、歩行体験などを実施、その前後に盲導犬に関するアンケート調査を行った。

年齢、歩行手段、視覚障害等級

体験前:・盲導犬を持ちたいと思っ
ていますか?・盲導犬を持つ上でどの
ような不安がありますか?・大型犬
の世話が出来ますか?・餌代、獣
医医療費などの経済的不安あり
ますか?
体験後:・盲導犬を持ちたいと思
いましたか?・はいの方は今回の
体験で盲導犬についてどのような
ことが判りましたか?・いいえの
方はどうしてですか?

C. 調査結果

平均年齢 51才 (最小29才 最高72才)

障害手帳 1級 15名 2級 5名

歩行手段 白杖歩行 9名

白杖+手引歩行 9名 手引歩行のみ 1名

前:盲導犬を持ちたいと思っ
ていますか?

わからない 16名 80%、 はい 4名 20%

持つ上でどのような不安あり
ますか? ・云

うことを聞いてくれるか心配 5名 25% 大型
犬の世話が出来るか心配 12名 60% 餌代、
獣医費など経済的不安 8名 40%

後:盲導犬を持ちたいと思っ
ましたか?

わからない 9名 45% はい 9名 45%

いいえ 1名 5% 無回答 1名 5%

以上の結果で、感想として、歩く速度が速く
なって、安全で、安心という方もあった。病
気によって異なるが、特に網膜色素変性症、
緑内障のように、眼以外は健常な方には盲
導犬を体験の機会があると良い。

D. 介助犬体験施行に関するアンケート

対象:関係者、使用者

・介助犬の体験は不可能か?・基礎的動作なら
可能 ・意見

結果:関係者は体験可能、使用者は不可能

可能派:犬を理解する意味で「体験用介助犬」
導入が必要。ただし盲導犬体験ほどの効果は
期待できない。

不可能派:犬はトレーナーのもとで基本動作
を終えていても関係作りのとれていない人
間の指示には従わない。ビデオで実感
できる。

E. 考察

中途視覚障害者は視覚による学習は出来
ないので、この歩行体験は有意義であ
った。ただしトレーナーがいないところ
で、歩行手段として使えるようになる
には大変な訓練が必要である。

F. 結論

介助犬使用候補と考えられる症例には
自助具としての良さを積極的に体験
できる機会をつくる必要があると思
われる。

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

介助犬の有用性に関する考察

北海道大学大学院医学研究科リハビリテーション医学

真野 行生 ・ 土田 隆政

研究要旨

介助犬の導入前後に訪問調査を施行し得た頸髄損傷の1症例の結果を基に、介助犬のリハビリテーション医学的な有用性について考察した。症例は37歳男性で、介助犬導入前後において一般身体所見、神経学的所見、および運動機能、基本動作、日常生活などの各評価、居住環境に著明な変化はなかった。介助犬による介助として、小物の拾い上げ、冷蔵庫からの飲用ボトルの口渡し、ドアや窓の開閉、狭い場所での車椅子の駆動や車輪が転がりにくい床面での動き始めのアシスト、障害者の膝の上に乗ることによる下肢のスパズムの抑制などが確認された。これらの介助は頸髄損傷の上肢機能障害の代償としてまとめられ、その効果として、介助者および障害者の身体的負担の軽減、障害者の身体活動量の増加、障害者の精神的負担の軽減、障害者のQOLの向上などが考えられた。道具として捉えるならば介助犬は自助具に相当するが、移動性、応用性などの点で従来の自助具より利便性が高い。また、使用者との共同訓練を通して介助法を確立して行くため、障害者のNeedsに的確に応える能力を持つとともに、自立した生活を目指す障害者の精神状態に大きな効果を及ぼすと期待される。介助犬が「生きた自助具」として障害者のリハビリテーションの有用な一手段を担う可能性が示唆された。

A. 研究目的

介助犬がマスコミに登場する頻度はここ1、2年確実に増加し、その一般的な認知は徐々に拡がりつつある。平成10年度より介助犬を使用している障害者および使用を希望している障害者の訪問調査を行ってきたが、今回介助犬の導入前調査および導入後調査を施行し得た1症例を報告し、介助犬の有用性について考察する。

B. 研究方法

症例は9年前に交通事故で第5/6頸椎脱臼骨折および頸髄損傷を受傷した37歳男性である。平成11年6月に介助犬導入前調査を、平成12年10月に導入後調査を施行した。

C. 研究結果

1) 導入前調査(平成11年6月27日施行)
神経学的な残存機能レベルはZancolli

分類の C6A で、実用性のある随意運動を行える四肢の筋は肩甲帯の一部と肘の屈曲のみであった。ベッド上での起き上り、寝返りなどの基本動作、および車椅子などへの移乗とも介助を必要とした。移動はフローリングの室内ならば手動式車椅子で自立、屋外では電動式車椅子を使用していた。日常生活動作は食事のみ前腕部の装具とフォークを用いて自立し、その他は介助が必要であった。膀胱瘻を造設しており、Barthel Index は 30 点。単身生活のため 24 時間ヘルパーを導入していた。住居はエレベーター付きのマンション 5 階で、室内にリフター、環境制御装置を設置していた。介助犬に期待する項目としては、小物などの拾い上げや受渡し、ベッド上での下肢や体幹の体位変換、車椅子坐位時の体幹の引き起こし、足の位置換えなどであった。

2) 導入後調査 (平成 12 年 10 月 29 日施行)

介助犬との合同練習を含め、導入後 1 年の時点での調査であった。一般身体所見、神経学的所見、および運動機能、基本動作、日常生活などの各評価、居住環境に著明な変化はなかった。3 才の雄のラブラドル・レトリバーが介助犬協会より貸与され、小物の拾い上げ、冷蔵庫から 7 飲用ボトルの口渡し、ドアや窓の開閉、狭い場所での車椅子の駆動や車輪が転がりにくい床面での動き始めのアシスト、障害者の膝の上に乗ることによる下肢のスパズムの抑制などの介助が確認

された。車椅子坐位時の足の位置換えは訓練中で、ベッド上での体位変換についてはその手法を検討中であった。車椅子坐位時の体幹の引き起こし介助は実用性が難しい旨が訓練士より報告された。生活上の変化として犬の散歩のための定期的な外出が新たに加わったが、職場への同伴は行っていなかった。

D. 考察

1) 介助犬の効果

訪問調査により確認された介助犬による種々の介助は上肢機能障害の代償としてまとめられ、その効果として以下の項目が挙げられる。

1. 介助者の身体的負担の軽減

→ ヘルパーへの介助依頼の頻度減少、短時間の独居獲得

2. 障害者の身体的負担の軽減

→ スパズム予防のための身体拘束除去

3. 障害者の身体活動量の増加

→ 外出増加 (犬の散歩)、犬への介助依頼の増加による行動の積極化

4. 障害者の精神的負担の軽減

→ ヘルパーへの遠慮、外出時の周囲の視線からの解放

5. 障害者の QOL の向上

→ 生活の効率、快適性の向上

2) 介助犬の有用性

仮に道具として捉えるならば、介助犬は自助具に相当する。しかしながら従来

の自助具とは大きく異なり、介助犬は自らの移動性があり、その応用範囲の広さなどの点で利用者にとって利便性が高いものとする。また、介助犬は既に完成した状態で使用者に渡されるのではなく、使用者との共同訓練を通して介助法を確立して行くため、利用者の意見をより反映しやすく、障害者の Needs に的確に応えることが可能である。今後「生きた自助具」として障害者福祉の有用な一手段を担う可能性が期待される。

E. 結論

1) 介助犬導入前後での訪問調査を施行し得た1症例を報告した。

2) 介助犬は上肢機能障害を代償し、障害者の身体活動量を増加させるとともに、障害者および介助者双方の身体的負担と障害者の精神的負担を軽減し、障害者のQOLを向上させた。

3) 「生きた自助具」として障害者福祉の有用な一手段になる可能性が期待される。

介助犬の作業療法的有用性に関する検討

－介助犬使用後の作業行動変化－

原 和子

名古屋大学医学部保健学科作業療法学専攻

研究趣旨：作業療法ではクライアントの作業の可能化、能力化を支援することを目的としている。今回、介助犬がこれら作業の遂行についてどのような役割を果たしているのかについて検討した。結果、クライアントの機能障害の代替役割にとどまらず、新たな作業展開の導入原因となっていることが明らかになった。

A. 目的

介助犬使用により、変化した作業行動の内容と、その遂行度、満足度を検討する。

あると認めた項目が測定されるので、ニーズや動機を反映できるところにある。採点は10段階アナログスケールを用いて、点数として表現してもらう。

B. 方法

調査対象は、介助犬を希望した時点での事前調査と介助犬との合同訓練、介助犬認定後の追跡調査が可能であった症例 M 氏（38 歳男性、頸随損傷,Zancolli level C6A）である。

作業遂行の問題に対する症例の認識の変化を、カナダ作業遂行測定（Canadian Occupational Performance Measure. 以下、COPM）により調べた。COPM は、身の回り動作、仕事、レジャーに関する作業遂行の問題に関する当事者の認識を測定するものである。特徴は、当事者が重要と思う作業遂行の問題や関心事を決めるところにある。

面談しながら重要な問題点を5つ以内にしぼり、その遂行度と満足度も当事者が決める。この利点は当事者自身が重要で

C. 結果

COPM によって得られた作業における問題点は重要度から5つあげると、初回、介助犬導入前（平成11年6月27日）では「これからの仕事」「トイレ」「コミュニケーション」「現在の仕事」「坐位をとる（腰痛による坐位耐久性の低下の改善）」であった。各問題点の重要度と遂行度、満足度は「これからの仕事」10/1/1、「トイレ」10/9/5、「コミュニケーション」9/8/8、「現在の仕事」9/1/2、「坐位をとる（痙性腰痛による坐位耐久性低下の改善）」9/5/4 であり、平均遂行度は4.8、平均満足度は4.0であった。

介助犬を使用して約半年が経過した時点（平成12年10月28日）では作業遂行の問題は「家庭をつくる」「有給の仕事」「健康」「無給の仕事」「介助犬の訓練（Skill up）」であった。各項目の重要度と

遂行度、満足度は「家庭をつくる」10/6/8、「有給の仕事」10/10/10、「健康」10/4/4、「無給の仕事」8/8/8、「介助犬の訓練 (Skill up)」8/7/8 であり、各問題点の平均遂行度は7.0、平均満足度は7.6であった。

D. 考察

1. 介助犬の関与項目

介助犬使用後、作業遂行の重要中介助犬が関与している項目は「家庭をつくる」「介助犬の訓練」である。これらは初回調査では無かった項目である。「家庭をつくる」では介助犬により家族構成が具体化した、つまり介助犬も家族の一員であるとの認識が生じたと言える。「介助犬の訓練」では「物を持ってくる」「ドアを開ける」「エレベータのボタンを押す」といった、介助犬ができる初期の基本的動作から「スプリントをはずす」「サンダルを持ってくる」「車椅子を押す」といったユーザー特有の応用動作を含んでいる。

2. 意志、決断の明確さ

介助犬の利用においては明確に指示を伝える必要があり、その結果ユーザーの意志力、決断力を強化した。つまり、初回では遂行度、満足度の点数付けに難渋した。特にこれからの仕事と現在の仕事については即答できなかった。介助犬使用後では、即座に明確な点数付けができた。

3. 遂行度、満足度

介助犬使用後では重要である作業遂行項目の内、遂行度、満足度の点数が低いのは健康に関する作業遂行のみである。5点以

上を不十分、不満とすると介助犬導入前は作業遂行度、満足度ともに不十分であり不満であったが、介助犬導入後は作業遂行が上手くでき、満足しているという結果になった。

E. 結論

介助犬の導入により、ユーザーは介助犬を身内、つまり家庭構成員として受け入れ、共に訓練しながら作業遂行能力を高めていっている。その経過においてユーザーは作業意志、行動の決断力が高くなり、さらに作業遂行度、満足度も高くなった。

介助犬導入後、重要であると考えている作業項目の内容は介助犬を中心にした、以前には無かった新しい項目が増えた。介助犬と共に暮らすことで新たな人生が展開されたと言える。この展開は哲学用語で言う止揚 (aufheben) という言葉を思い出させる。止揚とは平凡社、哲学事典によると「事物が発展する場合、(中略) たかい段階が突然現れるのではなく、ひくい段階の外形はすてさられるが、その外形に含まれていた内容はたかい段階にひきあげられる。そしてこの内容はふるいままではなく、あたらしい連関と秩序のなかに組み込まれ、あたらしい形式をとり、あたらしい事態に同化された材料として保存される」となる。すなわち機能障害や制限された活動、参加の機会が介助犬との生活を通して介助犬の存在、働きがユーザー自身の中に浸透し、自らの能力となり、高度に発展した作業遂行事態が成立したといえる。言い換えれば、諸要

素が介助犬により連関し、その統一のなかに止揚したといえよう。

F. 研究発表

1. 論文発表

1) 原和子、高柳友子、齋藤さわ子、土田隆政、他：身体障害者の作業遂行過程における介助犬の役割と課題. 作業療法・19 巻 3 号、日本作業療法士協会、東京、2000. pp229-236

2. 学会発表

1) 原和子、高柳友子、高柳哲也：身体障害者に対する介助犬の作業療法的有用性と課題. 第 33 回日本作業療法学会、弘前、作業療法・18 (特別号)、1999, p401

2) 福田高子、原和子、清水英樹：身体障害者の ADL 遂行過程における介助犬介在の実際. 第 33 回日本作業療法学会、弘前、作業療法・18 (特別号)、1999, p 407

3) HARA Kazuko, TAKAYANAGI Tomoko, SHIMIZU Hideki: Usefulness and Issues related to service dogs assisting physically disabled persons; relationship in the occupational performance process. 2nd Asia-Pacific Occupational Therapy Congress, 1999.9(Taipei, Taiwan)

4) 原和子、高柳友子、矢澤知枝：QOL/ADL における介助犬の訓練計画と課題. 第 6 回 QOL・ADL 研究会学術集会、東京、1999,10 月、抄録集 p21

5) 原和子、亀山清子、真野行生、高柳友

子、高柳哲也：脊髄損傷者における介助犬希望者の適応評価に関する検討. 第 34 回日本作業療法学会、横浜、作業療法・19 (特別号)、2000, p303

厚生科学研究障害保健福祉総合研究事業
介助犬の基礎的調査研究報告書
脊髄損傷者の寝返り・起き上がり動作における介助犬の可能性
(医) 清智会 横山記念病院 リハビリテーション科 村井 敦士
あいち健康の森健康科学総合センター健康科学館 高柳哲也

研究要旨

今回は、脊髄損傷者の寝返り・起き上がり動作について、文献的に動作方法・介助方法・器具や装具を再確認し、介助犬参加の可能性を考察していきたい。

「レベル別ADL到達度」の表から、損傷レベルがC6B3以下である場合、寝返り・起き上がりにおいて介助は不要である。また、逆に損傷レベルがC5B以上の場合、全介助レベルになり介助犬が参加するには、負担・リスクが大きくなると考えられ、不適格といえる。

上記より脊髄損傷者の寝返り・起き上がり動作について介助犬が適応と考えられる、損傷レベルC6A～C6B2において、一般的な動作・介助方法を基本としながら、介助犬の介助方法を考察する。

寝返り動作・起き上がり動作ともに介助犬が、背面より「押す」・「支える」という介助方法を選択することで、①特別な補装具がいない②衣服への影響がない③介助犬自身の顎関節に負担がかからない、など、脊髄損傷者・介助犬ともに負担・危険が少ないという利点が得られる。介助犬が「引く」動作では上記の逆となり、リスクの存在が予測される。

以上をまとめると、介助犬の適応として、脊髄損傷者の寝返り・起き上がりの観点からは、損傷レベルC6A～C6B2が介助犬の適応といえる。介助犬の介助については一般的な介助方法における「引く」・「引きあげる」といった方法では脊髄損傷者にも介助犬にとっても負担・危険が大きいと考えられ、背面より「押す」・「支える」という動作を有効と予測される。

今後も理学療法士が基本動作・トランスファー・歩行・車椅子駆動などにおける介助犬の可能性を検討していく必要があると考えられる。

A. 研究目的

今回は、脊髄損傷者の寝返り・起き上がり動作について、文献的に動作方法・介助方法・器具や装具を再確認し、介助犬参加の可能性を考察していきたい。

また、前回同様、今後、理学療法士がどのように介助犬に関わっていけば良いかを、考察する。

B. 研究方法

介助犬使用者への訪問調査により、使用者及び使用希望者の能力評価とそのニーズの確認、適性の検討を行う。

そして、脊髄損傷者の寝返り・起き上がりの動作方法・介助方法・器具、装具を文献的視点より分析し、介助犬参加の可能性を検討し報告する。

C. 研究結果

I、使用希望者1症例と使用者1症例を紹介し検討する。

使用希望者：S氏（43歳・男性）

診断名：頸髄損傷（Zancolli：C6B2）

障害名：四肢麻痺、直腸・膀胱障害

受傷日：昭和50年3月

能力評価：

筋力：Deltoid 5/5、

Biceps 5/4、

Triceps 1/1、

Wrist ext 5/4・flex 1/1

Finger 0/0

知覚：Th3以下脱失

生活状況：

食事はフォークを、2・3指間にはさみ自立。更衣は時間がかかるが自立。整容は工夫して自立。排尿は集尿器にて自立。排便は下剤を飲んで、週1回。

自宅は、車椅子対応家屋でエレベーター設置済み。

介助犬へのニーズ：

- ・ 落ちたものを拾う

使用者：I氏（37歳・男性）
診断名：頸髄損傷（Zancolli：C6A）

障害名：四肢麻痺、直腸・膀胱障害
受傷日：平成4年1月
能力評価：

筋力：Deltoid 5/5、
Biceps 5/5、
Triceps 0/0、
Wrist ext 3/2・flex 0/0
Finger 0/0

知覚：C7以下鈍麻、C8以下脱失
クロームス：陽性
ROM：右手指軽度屈曲拘縮

生活状況：

基本動作は全介助。エアーマット使用のため夜間の体交はない。車椅子の駆動は屋内は可能であるが、屋外は、電動車椅子を使用している。食事は装具使用にて自立。更衣は介助。整容は軽介助。排尿は膀胱ろうで、排便は週2回浣腸と摘便を行う。入浴はシャワーチェアで介助。

現在24時間のヘルパーを導入している。環境制御装置が設置され、段差をなくす等の住宅改造済みである。

介助犬へのニーズ：

- ・夜間の下肢の体交、寝返り
- ・車椅子座位時の体幹の引き起こし
- ・座位時の足の位置換え

現在の状況：

訪問調査を施行し、現在介助犬が行える動作は、

- ・車椅子の左に stay、bring する
- ・リビングのドアの開閉
- ・ベランダの戸の開閉
- ・照明の on/off
- ・エレベーターのスイッチ押し
- ・人を呼びに行く
- ・タバコを取ってくる
- ・冷蔵庫から飲み物を取ってくる
- ・車椅子を押す

II、脊髄損傷者レベル別のADL能力の考察を行う

参考文献2に記載の「レベル別ADL到達

度」表から、脊髄損傷者の寝返り・起き上がり動作について考察すると、損傷レベルがC4～C5Bである場合、ほとんど全介助レベルである。次に損傷レベルがC6A～C6B2である場合、条件により自立可能なレベル（半介助）である。次に損傷レベルがC6B3～C8Bである場合、ほとんど自立レベルである。

この結果から、損傷レベルがC6B3以下である場合、寝返り、起き上がりについての介助は、不要である。また、逆に損傷レベルがC5B以上の場合、全介助レベルになり介助犬が介助するには、負担もリスクも大きくなると考えられるので不適當である。

以上のことから、寝返り・起き上がり動作に限っては、損傷レベルC6A～C6B2が介助犬の適応と考えられる。

III、脊髄損傷者の動作方法、介助方法を確認

上記で述べたように介助犬の適応としては損傷レベルC6A～C6B2なので、このC6レベルの寝返り、起き上がり動作を確認する。

まず、寝返り動作の場合、上肢を身体の外周りで大きく左右に振って、その慣性を利用して身体を寝返らせる。

次に、起き上がり動作の場合、①寝返り動作同様に上肢を身体の外周りで大きく左右に振って、その慣性を利用して半側臥位の姿勢になる。②上側になった上肢（仮に左とする）を素早く背後にまわして、肩肘をつく。③身体を左に傾けながら、右肘もつき、両肘で体重を支える。④左肘に重心をのせておいて、右肘を伸展し手掌を床につく。⑤右手掌を後方正中側に移動して、重心をのせておいて左肘を伸展する。⑥長座位をとる。

次に、寝返り、起き上がりの介助方法だが、どちらの介助動作についても肩甲帯を支え、寝返りでは側方へ、起き上がりでは斜め上方へ肩甲帯を押し上げる。介助方法の基本では、引く・引き上げる動作は、危険性があるので通常では、押す・押し上げる、支えるが中心となる。

C. 考察

脊髄損傷者の寝返り・起き上がり動作について、介助犬が適応と考えられるのは、損傷レベルC6A～C6B2で、その動作方法と